太陽誘電グループ

総合補償制度のご案内

傷害総合保険、所得補償保険

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2021年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償等の保険料・補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

団体割引 20%



保険期間

2021年12月1日午後4時から2022年12月1日午後4時まで

お申込締切日

2021年11月26日(金)

保険契約者

太陽誘電株式会社

加入対象者

太陽誘電グループの役職員

加入方法

WEBでのお手続きとなります

(引受保険会社)

損害保険ジャパン株式会社

群馬支店 法人支社

〒371-0023 群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン前橋ビル5階

TEL: 027-223-5111

受付時間 平日:9 時~17時 (土・日・祝日をのぞきます。)

日々の生活の中には予期せぬことも起きるけれど、

いつでも「私らしく」いたいと

いうあなたの想いに

いつもと同じ生活を 続けられる収入サポート

ケガの手術・ 入通院費^{も大丈夫}

> 突然のケガで入院しても 安心できる補償が欲しい!



急病で収入が減っても 安心して生活したい!

> 備えがあれば、 治療に専念できる

入院や手術が必要に なった時に備えておきたい!

太陽誘電グループ団体損害保険制度がお応えします!

マ^{O\NT}/ 一般で加入するよりも 割安な

割安な保険料

傷害総合保険

所得補償保険

団体割引

20%

POINT

選べる 手続き方法



WEB(パソコン・スマートフォン) からお手続きが可能です。

保険の詳細・お見積り・お手続きについて

- ! 2021年度募集の新規加入・補償内容の変更は、WEB(パソコン・スマートフォン)でのお手続きとなります。
- ! 既加入者の方で補償内容にご変更がない場合は、自動継続となります。
- 保険期間中の中途加入も毎月受け付けております。

各種補償について

ケガの補償

国内-国外補償

●日常生活におけるケガ(傷害)も、24時間補償します。

急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。 お支払いの対象となる保険金

死 亡

事故の発生の日から180日以内

後遺障害 事故の発生の日 から180日以内

入院1日目

手 術 1事故につき1回 の手術を補償

故につき1回 通院1日目 手術を補償 から補償

通院

(注)入院日数は1,000日限度、通院日数は90日限度(事故の発生の日から1,000日以内)となります。



(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

所得補償保険

●万一、病気やケガで働けなくなった場合の就業不能中の所得をカバーし、あなたの生活をお守りします。

病気やケガで入院・医師の指示に基づく自宅療養のために働けなくなったとき、月々の所得を補償します



ご加入時の医師の診査は 必要ありません。 告知のみで加入できます。



国内・海外を問わず、ケガや病気により就業不能となった場合に補償します。

●新型コロナウィルス(COVID-19)に起因する保険金の支払事由に対しては、 お支払いの対象となる場合があります。(2021年9月現在)

その他の補償

●日常生活における損害賠償リスクに備えるための 個人賠償責任補償特約などをご用意しております。



●法的トラブルがあったときの弁護士費用をサポートする 弁護のちからもご用意しております。



あなたの日常にも潜んでいます! 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ いじめの認知 (発生) 件数の推移 いじめの件数は 700,000 5年間で約3倍に 600,000 増加しています! 500,000 400,000 300,000 200,000 100,000 27 28 29 30 31 《年度 ■小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の いじめの認知(発生)件数の総計 出典:令和元年文部科学省初等中等教育局児童生徒課

こどもがいじめにあい、 登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、 誠実な対応をしてくれない

> 相手の親と うまく話せるか 不安…

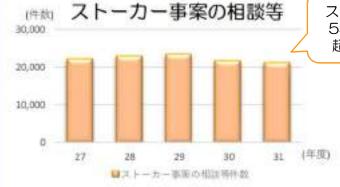


昔の交際相手から ストーカー行為を

されている

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

ストーカー被害



ストーカー事案は 5年連続2万件を 超えています。

話すのはこわい…/

出典:警察庁生活安全局生活安全企画課•刑事局捜査第一課 「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

どうしたらいいかわからす パニックになってしまいそう

自分だけで

相手を前にして、

他にも…

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか?

実は、私たちの身の回りでは、 さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」 (注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

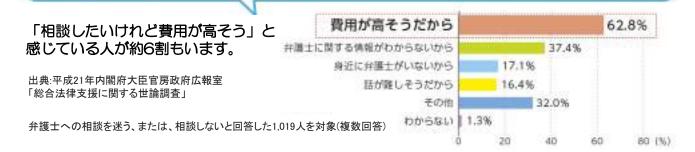
万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、 専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも・・・

「身近に相談できる弁護士がいない」 という方が多いのが現状です。

出典:平成21年内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」をもとに 損保ジャパンにて作成



○ 3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか?



みなさまの声にお応えして、

井護のちから は あなたの**らから** になります





"弁護のちから"が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。



お子さま

被保険者ご本人だけでなく、 お子さま(※1)が遭遇された トラブルについても対象となります。

人格権侵害(※2)(※3)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の 状態になった。
- 昔の交際相手からスト―カー行為を されている。
- ●ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)上でいわれもない誹謗中傷 にあい、精神的苦痛を受けた。
- ●電車で痴漢被害を受けた。



被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転 車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物 といつわられて、偽物のブランド品を 売りつけられた。



借地•借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から 正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビ が生えてしまったが、家主が修理し てくれない。
- ●借りている土地に建てた家の増築を、 地主が正当な理由もなく承諾して くれない。





次の法的トラブルについては、 調停等に要する弁護士への 各種費用が対象となります。

遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまら ず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させる とした遺言を残して亡くなり、自分が 相続できる権利が侵害されたため、 調停で手続きすることとなった。



離婚調停※2)

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離 婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額につい て夫婦間の折り合いがつかないため、調 停で離婚手続きをすることとなった。





遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の 手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要 した費用のみ対象となります。



以下のようなトラブルは 保険金のお支払いの対象●借金の利息の過払金請求に関するトラブル なりません。

- ●自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- ●医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- ●騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- ●顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など
- (※1)被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。
- (※2)人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の 保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。
- (※3)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事 実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

弁護士費用補償

の保険金で気になる費用をしっかりサポー

国内補償(※)

法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を 行うときに負担した法律 相談費用を補償します。 ■保険金額 (保険期間1年間につき)

通算**10**万円限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する 法律相談にかかった費用 自己負担額 1,000円

🤈 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の 委任を行うときに負担した弁 護士委任費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する

弁護士委任にかかった費用

■保険金額

(保険期間1年間につき)

×(100%-|自己負担割合10%

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。



いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 1万円

着手金 15万円、報酬金 25万円

法律相談費用保険金のお支払額

1万円 -1,000円(自己負担額) =9,000円

弁護士委任費用保険金のお支払額 弁護士委任にかかった費用 40万円

40万円×(100%-10%(自己負担割合))=36万円

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいなくても安心!「弁護士紹介サ

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。 お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介 します。



「緊急時被害事故トラブルサポート」

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。 警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5)「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

個人賠償責任補償

被保険者の範囲:ご家族の皆さま(※)



「安心・安全」な日常生活をおくるためには、 賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

国内-国外補償

示談交渉サ 《日本国内で発生した事故のみ》

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立 入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払 いします。自己負担額(免責金額)はありません。



- 🚺 被保険者本人 🔌 本人の配偶者 🔞 本人またはその配偶者の同居の親族 🔮 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族に かぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する 方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- (注1)保険金のお支払方法等重要な事項は、P.10「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。
- (注2)弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、P.13をご確認ください。



弁護士費用補償に関する保険責任について

- ■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- ■保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- ■同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談 または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

所得補償保険

被保険者の範囲:被保険者ご本人



万一、病気やケガで働けなくなった場合の就業不能中の所得をカバーし、 あなたの生活をお守りします。

病気やケガで入院・医師の指示に基づく自宅療養のために働けなくなったとき、月々の所得を補償します 保険金のお支払方法等重要な事項は、『この保険のあらまし』以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入時の医師の診査は 必要ありません。

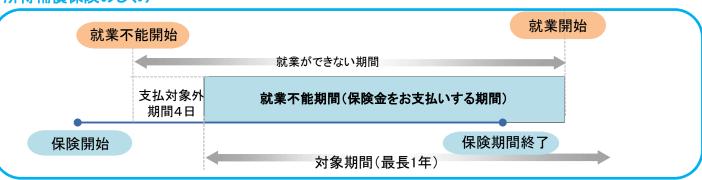
告知のみで加入できます。

(告知の内容によりご加入をお断り する場合や特別な条件付きで ご加入いただく場合があります。) 24時間ワールド ワイドな補償

)国内・海外を問わず、 ケガや病気により就業不能 となった場合に補償します。

(精神病性障害を原因とした就業不能は、 保険金をお支払いできません。)

所得補償保険のしくみ



※保険期間中に始まった就業不能がこの保険の基本補償のお支払対象です。

※保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。

※支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

※通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。

保険金額と保険料一覧表

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%) 天災危険補償特約セット(F0型・F1型のみ)

			団体傷害総合保険							
			個人型プラン					家族型プラン		
			基本補償			🛟 オプション補償		基本補償		オプション補償
			P1型	P0型	S1型	PK1型	PB1型	F0型	F1型	FK型
	補償の対象となる場合		突然の事故によるケガ		個人賠償	弁護のちから (弁護士費用総 合補償特約)	突然の事故	によるケガ	個人賠償	
		入院保険金		3,000円/日		_	_		,000円/日 見族1,500円/日	_
補償内容		手術保険金	入院中の手	保険金日額		_	_	入院中の手	を日額の5倍	_
	保	通院保険金		2,000円/日		_	_		,000円/日 親族900円/日	_
	金金	死亡・ 後遺障害	3007	万円	_	_	_		250万円 現族150万円	_
	額	その他	特定感染症	1	1	2億円	法律相談費用 (自己負担額1,000円) 通算10万円限度	特定感染症	_	2億円
			危険補償特約				弁護士委任費用 (自己負担割合10%) 通算300万円限度	危険補償特約		
		加入条件		_		P0、P1または S1いずれかの 加入が必要です	P0、P1または S1いずれかの 加入が必要です		_	F0またはF1いずれか の加入が必要です
	月	払保険料	1,110円	1,020円	720円	150円	690円	2,530円	2,330円	150円

ご参考プラン

スポーツをされる方や高校生 におすすめ!

◆個人(本人)でご加入の場合



本人

傷害総合保険 個人型プラン

補償

PB1型

月払保険料

家族でご加入の場合



本人



配偶者



こども

傷害総合保険 F1型

家族型プラン

弁護のちから (弁護士費用総合補償特約)

゙゙オプション

1,800円

オプション 補償



個人賠償

FK型

月払保険料 2,480円

8

保険金額と保険料一覧表

(保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間4日、 職種級別1級、団体割引20%)

		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
保険金額		団体所得補償保険			
		5万円/月	10万円/月	20万円/月	30万円/月
		10型	I1型	I2型	I3型
補償の対象		病気・ケガによる 就業不能時の所得補償			
	満15~19歳	245円	490円	980円	1,470円
	満20~24歳	360円	720円	1,440円	2,160円
月	満25~29歳	400円	800円	1,600円	2,400円
払	満30~34歳	490円	980円	1,960円	2,940円
保	満35~39歳	600円	1,200円	2,400円	3,600円
険	満40~44歳	750円	1,500円	3,000円	4,500円
料料	満45~49歳	880円	1,760円	3,520円	5,280円
↑	満50~54歳	1,005円	2,010円	4,020円	6,030円
	満55~59歳	1,075円	2,150円	4,300円	6,450円
	満60~64歳	1,100 円	2,200 円	4,400円	6,600円

- ●保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ●年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ■ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2021年9月現在)

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

ご注意いただきたいこと

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。 加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み		この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセット、所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。			
保険契約者		太陽誘電株式会社			
保険期間		2021年12月1日午後4時から2022年12月1日午後4時までの1年間	匙なります。		
申込締切日		2021年11月26日			
引受条件(保険金額等)、保険料、 保険料払込方法等		引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しており	はすので、ご確認ください。		
	加入対象者	太陽誘電グループの役職員			
被保険:		太陽誘電グループの役職員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 【個人型】 被保険者本人のみが保険の対象となります。 ただし、弁護士費用補償のあるPBタイプに加入される場合は未成年者を除きます。 所得補償につきましては、満64歳以下の在職中の役職員の方が対象となります。			
	お支払方法	2022年2月分給与から毎月控除となります。(12回払)			
		下表のとおりお手続きをお願いします。 お手続方法			
		新規加入者の皆さま	インターネットによるWEB申込み(WEB-Enter)となります。 WEB画面上の案内メッセージに従い手続き画面へお進みください。		
		既前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合			
	お 手 続 方 法	加	お手続きは不要です。		
	お手続万法	加	お手続きは不要です。 WEB画面上で変更のお手続きをしてください。		
	お手続方法	加 八 八			
	お手続方法	加入者の皆では、WEB上での修正方法等は代理店までお問い合わ	WEB画面上で変更のお手続きをしてください。 代理店までご連絡ください。 画面上に掲載の継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。		
	中途 加入	加入者 ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※ 継続加入を行わない場合 ※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、WEB WEB上での修正方法等は代理店までお問い合わ(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払い	WEB画面上で変更のお手続きをしてください。 代理店までご連絡ください。 画面上に掲載の継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。せください。 する際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。 場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分		
		加入者の皆では、	WEB画面上で変更のお手続きをしてください。 代理店までご連絡ください。 画面上に掲載の継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。せください。 する際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。 場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分の給与から毎月控除します。		
	中途加入	加入者 ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	WEB画面上で変更のお手続きをしてください。 代理店までご連絡ください。 画面上に掲載の継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。せください。 する際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。 場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分の給与から毎月控除します。 ーテックスまでご連絡ください。 定しています。 あらかじめご了承ください。		

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下ケガの補償において「事故」といいます。)によりケガ∞をされた場合等に、保険金をお支払いします。 (※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払い の対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のない ことを意味します。
- ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死 亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転また は麻薬等により正常な運転ができないおそれが ある状態での運転
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × (4%~100%)	のもんなどの遅れ るいでは、 の対象、生産、早産または流産 の外科的手術その他の医療処置 で、サラ、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補
入 院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	(賞特約をセットしない場合) ③ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見∞∞)のないもの ⑪ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みま
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかざります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術※0 ②先進医療に該当する手術※2 〈入院中に受けた手術の場合〉	す。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、 航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を 行っている間の事故 ① 自動車、原動機付自転車等による競技、 競争、興行にんらに準ずるものおよび 練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしく は宗教・思想がな主義・主張を有する団 体・個人またはこれと連帯するものがそ の主義・主張」、関して行う暴力的行為 をいいます。 以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、 神経学的検査、臨床検査、画像検査等 により認められる異常所見をいいます。
通 院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払います。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1000日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他にれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋の骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
	· 保 後 保 人 保 手 保	要故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に元亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保験金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払います。 一般の全額をお支払います。 一般の全額を持ち支払います。 一般の一般のでは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保験金額の49%~100%をお支払います。ただし、お支払いする後遺障害保験金の額は、保険期間を通し、死亡・後遺障害保験金額の49%~100%をお支払います。ただし、お支払いする後遺障害保験金の額は、保険期間を通し、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。ただし、お支払いする後遺障害保験金の額は、保険期間を通し、死亡・後遺障害保険金の額に対した場合、人院日数に対し、1000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払います。 「人院保験金の額」を関いたが、1月により方がされて、以下つまたは、2001年かかの手術を受けた場合、手術保験金をお支払います。 本数によりケガをされ、そのケガの治療のために病院まだは診療用において、以下しましまのよります。これ、1事故に基づくケガルを対し、よります。ただし、1事故につきります。 「公的を展保険制度における受けたまなは、大学中に受けた手術の場合との手術保険金をお支払います。」 「公的を展保険制度における手術等の場合と、大院中に受けた手術の場合と、人院中に受けた手術の場合と、人院中に受けた手術の場合と、大院中に受けた手術の場合と、手術保険金の額に、入院保険金目額を10倍として外ででは、10円の手術対象とよりません。 「金銭の事」を関い情報、デリードマノ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および投動権、技働手術 「※20 先進度療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 「本院保険金の額」を応えれてまったがしまり、海院保険金目額をお支払います。たけし、カ院保険金をお支払いずるべき期間中の適能に対して対していまが見ます。 「金銭の事」、「金銭の発生の日からその日を含めて1000日以内の適時間数に対し、90日を限度として、1日につきる語院保険金目額をお支払います。たけし、カ院保険金をお支払いずるべき新の発生の日から1000日以内の90日限度) 「金銭の事」、「金銭の事」

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(※2)をいいます。2021年9月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(〇一157を含みます。)等が該当します。
(※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約) 保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合 被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下 1 から 5までのいずれかに該当するトラブル(※)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャルンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用保負担することにより扱った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。たたし、以下 1・2・5 のトラブルの場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお 1・5 のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したとき は、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 弁護士費用 ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐取にあった等※②の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家 主とのトラブルをいいます。たたし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブ 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象 ルを含みません。 弁護士 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。たたし、被保険者本人が 費用(注) 負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によ 見出いて、脚戸寺に安してよりかんかります。 るものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生し た場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 法 # 護 律 ± 4 相 被保険者と他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求 (※3) における調停等のトラブルをしいます。 ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産 分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 委 談 任 費 費 用 用 5 保 保 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバンーの侵害がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注1) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし ルニかきります。 険 険 −の侵害、痴漢、スト−カ−行為、いじめまたは嫌 金 金 、その事実を客観的に証明できるトラブ ルーかさります。 (注2) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した。フィートストラブルー・カーアは、大田・ア・ストー・ストー・ア・ストー・ストー・ア・ストー・ア・ストー・ア・ストー・ア・ストー・

<u>/こととよるドラノバニ外しては、休険金をお文払いしません。</u>			
保険金種類	お支払いする保険金の額		
法律相談 費用保険金	法律相談(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 [法律相談費用保険金の額] = 損害の額 一 自己負担額 1,000円		
弁護士委任 費用保険金	弁護士委任※4によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャンでの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^{※30} を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払います。たたこ、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% – 自己負担割合10%)		
(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、 いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者を報練者とする未成在かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により			

- - 者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお文払条件により 算出した保険金の額
 - ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算 出した保険金の額
- (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)財物の盗難または詐取にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。
- (※3) 遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。
- ※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払 われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたも のとみなし、保険金の限度額を適用します。
- (※5) 諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、 謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保 証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為※、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナ
- 等の使用

- ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または対性質によるさ び、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただしこれにより身体の障害または他の財物の損壊 が発生している場合は除きます。
- ⑧被保険者または被保険者を親権者とす る未成年かつ未婚の子の職務遂行に関す るトラブルおよび職場におけるいじめもしく は嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラ ブル
- ⑨主として被保険者または被保険者を親権 者とする未成年かつ未婚の子の職務のた めに使用される動産または不動産の所有、 使用または管理に起因する事由
- ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関 するトラブル(過払金の返還請求に関するト ラブルを含みます。)。ただし、詐取による被 害事故に関するトラブルを除きます。
- ⑪保険契約または共済契約に関する事由。 ただし、相続財産としての保険契約または 共済契約の遺産分割調停に関するトラブル を除きます。
- (※) この保険契約で保険金の支払対象と なるトラブルの原因事故によって自殺し、か つ、支払条件を満たすことが明らかな場合 を除きます。

【各トラブル固有の事由】

左記1に該当する場合

- ⑩自動車等の所有、使用もしくは搭乗また は管理に起因して発生した、被保険者ま たは被保険者を親権者とする未婚の子が 被った被害事故に関するトラブル
- ③医師等が行う診療、診察、検査、診断、 治療、看護または疾病の予防
- (4) あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸また は季道整復等
- 15薬剤師等による医薬品等の調剤、調整 鑑定、販売、授与またはこれらの指示
- 16身体の美容または整形

左記1・2・5に該当する場合

①被保険者または被保険者を親権者とす る未成年かつ未婚の子とその親族との間 で発生した事由

左記1・5に該当する場合

- 18環境汚染
- ⑩環境ホルモン、石綿またはこれと同種 の有害な特性に起因する事由
- ⑩騒音、振動、悪臭、日照不足等
- ②電磁波障害

左記3に該当する場合

②被保険者の行為に起因して発生したこと が明らかに認められる離婚調停に関するト ラブル

など

個人賠償責任補償(個人賠償責任補償特約)

日本国内計とは国外において、競技験を主义いうがのブルンとは主での、ずかれの事由により結果 とすべきに登録します。(これ) には国際はない。		保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	人賠償責任	個人賠償責任(注)	上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用訴訟費用等の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故つき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 ① 住宅の所有・使用・管理・起因する偶然な事故しより、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合。② 被保険者(終1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合。③ 日本国内で受託し、財物(受託品)(※2)を壊しり盗車行不能にさせた場合・(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。ア・本人・イ本人の配偶者の同居の親族 エ本人またはその配偶者の同居の親族 エ本人またはその配偶者の同居の親族 エ本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ・本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に付って本人を監督する方(本人の親)腹にかざります。)。ただし、本人に関する事故のかざります。 カ・イ からエ までのいずれかの方が責任無能力者を場督する方(その責任無能力者の親族にかきります。)。ただし、その責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者に付って責任無能力者の関定が表別にかきります。 カ・イ からエ までのいずれかの方が責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかきります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかきります。 カ・イ からエ までのいずれかの方が責任無能力者を関督する方(その責任無能力者の親族にかきります。)。ただし、その管任無能力者に関する事故にかきります。なお、被保険者本人またはその配偶者との続わない同居または別居の別は、損害の原因となっまが発生時に対けるごれりまする物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害。 ③地震、噴火またはこれらには海津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害 賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または 管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する 損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑪環法汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害 ・で対して損害・管理に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または裁闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または裁判を介為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または場争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または場争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または場争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または場争行為 ・差し押え、収用、決収、破壊等国または場争行為 ・差し押え、収用、決収、破壊等国またはよめ、から消耗または対策を引力をしまることによるのに関係を引力を表しまた。 「ののので、対策を記している。 「のので、対策を記している。」 「のいるで、対策を記している。」 「のいるで、対策をいるので、対策をいるで、対策をいるので、対策をいるで、対策をいるので、対策をいるで、対策をいるので、対策をいるで、対策をいるので、ないるので、はないるので、ないるので、ないるので、ないるので、ないるので、な

- (注) 補償内容が同様のご契約^{※1)}が他こある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断などさい^{※2)}。
 (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意などさい。

- (*)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約から でも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認 いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
- (※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外に なったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

など

- ⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障 害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害 を被り、これを原因として生じた就業不能
- ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能
- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・ 思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれ と連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力
- (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学 的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異

その他ご注意いただきたいこと

〈所得補償保険の場合〉

●特定疾病等対象外特約について

- 院定疾病等対象外特約1ついて ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただります。 だく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。 ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。 ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。 ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、 保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- ○補償対象外とする疾病群が複数の場合 ○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合	
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下	
健康保険(例: 給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下	
共済組合(例: 公務員)	40%以下	

共済組合(例: 公務員)		40%以下				
用語のご説明						
用語		用語の定義				
	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。					
	トラブルの種類	原因事故の発生の時				
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時				
原因事故	2. 借地または借家に関するトラブル 被保険者を制作者とする未成年かつ未婚の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関る事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)					
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時				
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時				
	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時				
財物		る 大成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価 ものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業 を含みません。				
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます	- o				
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)					
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。	ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。				
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。					
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診に	こより、治療を受けることをいいます。たたこ、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません				
入院	自宅等での治療が困難なため、病院また	-は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。				
被保険者を親権 者とする未成年 かつ未婚の子	現権 成年 被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。					
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。					
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。					
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。					
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※1/および同性パートナー(※2を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいま (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じ 生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。					
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内	の姻族をいいます。				
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。					
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額が					
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます					
支払対象外期間	しません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に	て、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払い 障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合に 。				
就業不能	の職業または職務に全く従事でき れた後は、この保険契約において	治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記事ない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆさ は、就業不能とはいいません。 として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。				

対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 就業不能期間 (保険金をお支払 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいい いする期間) 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入 吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故 から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 傷害(ケガ) ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する 予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。 WEB画面入力の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となること 所得 により支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。 身体障害 傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。(※)骨髄採取手術を含みます。 次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 身体障害を被った (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。 支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金の 対象期間 お支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う人院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念す 入院 ることをいいます (所得補償保険) (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置か れることをいいます。 支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月にお いて産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。 平均月間所得額

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、WEBお手続き画面、告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- WEBお手続き画面、告知画面に入力いただ内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項※について、事実を正確にご回答いたさ義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WBお手続き画面、告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含み ます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団 体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態(所得補償保険の場合)

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・ 症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医) に確認のうえ、ご回答ください。

- *ロ頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していたさいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- * 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ●傷害総合保険において、死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保 険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生する おそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

<所得補償保険にご加入の場合>

- ●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた 内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※) からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生して いた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - (※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、 「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合 ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- ●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけ ます。)。
- ③今回はご加入いただけません。 ●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- ●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。 告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な 条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除 することや、保険金をお支払いできないことがあります。 16

- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、 正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1) からその日を含めて1年 を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
 - (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関 係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象 外となります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ●WEBお手続き画面入力の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代 理店または損保ジャパンまでご通知いただ義務(通知義務)があります。
 - ■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - |約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン
- ●WEBお手続き画面の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- **<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>**被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につき ましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させてい*けさ*くことがあります。あらかじめご了承ください。
- **<重大事由による解除等>**保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合(身) や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢 力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約 を解除しますので、あらかじめご了承ぐださい。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対して は、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラー -ゲーム選手(レフリーを含みます。)、カ士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャバシまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出し た額を返還または請求します。
- **<他の身体障害または疾病の影響について>**すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それら の影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

- ●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の 設定の見直しについてご相談ください。
- ▶次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります
 - ① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③ WEB画面に入力された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合 ④ 他の保険契約等がある場合

4. 責任開始期

●保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まります。

(注)中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

「弁護士費用総合補償特約」

●離粧調亭に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌 日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は*、ナナヒキ*トに損保ジャ/♡または取扱代理店までご通知メナミセント。保険金支払事由に該当した日(就業不能期 間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談およ び弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を 有するのは法定相続人となります。
- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン(こご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認め たり、賠償金をお支払いてなったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出て ください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャル心が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただ けます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・指書賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

	必要となる書類	必要書類の例	
1	保険金請求書および 保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
2	事故日時・事故原因および 事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、 紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類	など
3	就業不能の程度、傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度 および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	(1被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写 レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 (2他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) (3)法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談表には弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または 弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関す、 申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類	など など は

4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査の ために必要な書類	同意書	など
6	被保険者が損害賠償責任を負担する ことが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
7	損保ジャパンが支払うべき 保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いたたくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(注3)就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。(所得補償保険の場合)

- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払います。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他 社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認なださい。

【所得補償保険の場合】

- ●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- ●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の開始日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

【傷害総合保険の場合】

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【所得補償保険の場合】

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご 契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

所得補償保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

〇保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

〇損保ジャパ いは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱 いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.somporjapancoja/)をご覧ぐざさるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いせさくために、ご加入いせさく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いせさくうえで特に重要な事項を正しくご入力いせさいでいること等をお客さまご自身に確認していせさくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認せさい。 なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、ハンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡せさい。

保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

口補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 口保険金額 口保険期間 口保険料、保険料払込方法 口満期返れい金・契約者配当金がひにと

(2) ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項こついて、正しく告知されているかをご確認ください。)。

□被保険者の「生年月日」(またば満年齢」)、「性別」は正しいですか。

ロノシフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項をご確認ください。】

口補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認、サナ・き、補償・特約の要否をご判断がされ、

【傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】

口職種級別はご加入いナナミご契約において保険料を正く算出けたり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
BW	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、 貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

- (注1)オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が 異なります。
- (注2)プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【家族型にご加入になる方のみご確認ください】

口被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 口職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 口所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

口特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認とださい。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO健康・生活サポートサービス

この保険では、電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける 各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- ●健康・医療相談サービス
- ●介護関連相談サービス
- ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- ●医療機関情報提供サービス
- ●専門医相談サービス(予約制)

- ●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
 - 一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- ●メンタルヘルス相談サービス
- ●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
- (注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- (注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4)ご相談内容やお取次事項によっては有料となるものがあります。
- (注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注6)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

サンヴァーテックス株式会社

〒370-0044 群馬県高崎市岩押町1-15 TEL:027-310-7773 FAX:027-310-7774 【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

群馬支店 法人支社 担当:池田、佐竹、高木

〒371-0023 群馬県前橋市本町1-4-4

損保ジャパン前橋ビル5階

TEL:027-223-5111 FAX:027-223-5111 【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

万一、事故にあわれたら

● 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

0120-727-110 【受付時間】24時間365日

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

- 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結してい ます。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
- 般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター →おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)



0570-022808 〈通話料有料〉

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、 取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に 応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式 ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
 - ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

